

令和8年度北茨城市ソーラーシェアリング普及促進事業公募要領

I 趣旨

本公募は、市内農地において、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）により、太陽光発電設備を導入する事業（以下「補助事業」という。）を公募選定し、北茨城市重点対策加速化事業補助金を交付し費用の一部を補助するものである。

本公募への応募（申請）をする場合には、本公募要領及び北茨城市重点対策加速化事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）並びに関係法令等に関するガイドライン等を確認の上、申請書類を提出すること。

II 事業概要等

1. 補助対象事業

北茨城市内の農地において、農地法に基づく一時転用許可を受け、上部空間に太陽光電池モジュールを設置し、営農を継続しながら又は遊休農地等においては営農を再開し発電を行う営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入により、二酸化炭素の排出量削減と電力の地産地消に寄与しようとする事業。

2. 補助対象事業の要件

本事業の補助対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 各種法令等を遵守した設備の整備であること。
- (2) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は原則対象外とする。
- (3) 法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (4) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT）及びFeed-inPremium（FIP）の認定を取得しないこと。
- (6) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- (7) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して実施されること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の①から②をすべて遵守していることを確認すること。
 - ①地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して

事業を実施するよう努めること。

- ②関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - ③防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
 - ④一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - ⑤20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵堀を設置するとともに、柵堀等の外側の見えやすい場所に標識（補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
 - ⑥電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - ⑦設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - ⑧接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - ⑨防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
 - ⑩交付対象設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。
 - ⑪10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
 - ⑫10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- (8) PPA の場合、PPA 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が茨城県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の 15 分の 13 とすることができる。）。サービス料金から補助金相当額分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- (9) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業に導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- (10) 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業ではないこと。
- (11) 当該農地での営農に関しては、有機農法（有機農産物の日本農林規格第4条に定める生産方法）

により行うとともに、市民の食の安全の確保に寄与するものであること。

- (12) 長期の営農計画と営農体制の確保がなされていること。
- (13) 災害等により緊急の必要がある場合、当該発電設備の電力を地域住民が使用できる電源として開放できる設備であること。
- (14) 設備設置者（設置者が自ら耕作を行う場合を除く。）及び営農事業者は、新規就農の場を提供するなど、市の農業の担い手確保に寄与するよう努めること。
- (15) 設備設置者（設置者が自ら土地を所有し耕作を行う場合を除く。）は、土地所有者に支払う地上権料を、土地所有者が代替わり時などに土地を手放すことがない金額に設定することや、土地所有者自らが営農する場合に耕作意欲を維持するための耕作料を支払うなど、土地所有者への還元割合を多くする仕組みを構築し、持続的な発電の継続と耕作放棄地の発生の抑制に努めること。
- (16) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電した電力のうち当該発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、下記の売電条件に基づき、下記の指定電力小売事業者に売却を行うこと。

【売電条件】

- ・売電単価は15.0円/kWh（税抜）を上限とし、市場価格の動向等を勘案しながら、協議により決定する。
- ・売電の開始時期は、令和9年4月以降とする。
- ・売電された電力量に紐づく環境価値は、指定電力小売事業者に帰属する。
- ・契約期間は17年以上20年未満とする。

【指定電力小売事業者】

- ・株式会社きたいばエナジー（仮称） <令和8年度設立予定>

※申請時点において、申請者が指定電力小売事業者の同意を得ることを条件とするものではありません。また、売電条件については、社会情勢等により変更になる可能性があります。

- (17) 指定電力小売事業者の売電受入態勢構築の遅延等、補助事業者が指定電力小売事業者に電力の売却が出来ない事由が生じた場合、補助事業者指定の電力小売事業者を経由した売却を検討し、それでも解決が出来ない場合は、市と協議を行い売却を検討すること。ただし、指定電力小売事業者に売却ができない事由が解消された場合は、速やかに指定電力小売事業者に売却を行うこと。

3. 補助対象経費

補助対象経費の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象となる経費は、交付要綱別表のとおりとする。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外する。
- (3) 費用効率性（補助対象経費の額を処分制限期間（売電開始から17年間）の累計二酸化炭素排出削減量で除した値）が25万円/t-CO₂ を超える部分については、補助対象経費から除外する。

4. 申請者の要件

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市税等に未納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。
- (3) PPA 又はリース契約により補助事業を行おうとする場合は、交付要綱別表2に掲げる全ての要件を満たす法人であること。

5. 事業期間

交付決定の日 から 市長が指定する日※ まで

※系統連系工事の遅延等、相応の事由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。

Ⅲ 補助金の交付額

補助対象経費の2分の1（千円未満切捨）※

※予算の範囲内での交付となるため、実際の交付決定額が申請された額に満たない場合があることに留意すること。

Ⅳ 申請方法等

1. 申請書類

申請にあたっては、次に掲げる書類を、紙媒体により正副各1部及び電子媒体（電子メールによる）を提出すること。また、提出された申請書類は返却しない。

- (1) 事業概要書（営農型太陽光発電設備）【様式第1号別紙2】
- (2) チェックリスト【様式第1号別紙2の2】
- (3) 市税納付状況等調査承諾書【様式第1号別紙6】
- (4) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書【様式第1号別紙7】
- (5) 申請者の登記事項証明書の写し ※申請者が法人の場合
- (6) 設備の設置費用の根拠となる書類
- (7) 太陽光発電設備の設備容量等がわかる書類
- (8) 太陽光発電設備の配置図
- (9) 事業工程表 ※任意様式
- (10) 事業実施計画書 ※任意様式
- (11) 事業に係る収支計画書 ※任意様式
- (12) その他市長が必要と認める書類

2. 申請受付期間

令和8年5月1日（金）から令和8年8月31日（月）17時まで（必着）※

※ただし、交付決定合計額が予算額に達した場合は、期間内であってもその時点で受付を終了する場合があります。

また、期間中の交付決定合計額が予算額に満たない場合は、期間を延長する場合があります。

3. 提出方法

紙媒体については、郵送等又は持参により「Ⅷ 関係書類提出先及び問い合わせ先」まで提出すること。

4. 注意事項

補助金の交付決定前に補助対象事業（契約行為等を含む。）を実施した場合は、原則、補助金の交付を受けることはできない。

ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、事前着手届（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けたときは、この限りでない。

V 交付決定までの審査等の流れ

1. 形式審査

申請者より提出された申請書類について、本公募要領及び交付要綱に掲げる要件を満たしているか、環境産業部脱炭素推進課が形式審査を行い、すべての要件を満たすと認められた時点で受理する。

2. 内容評価審査

形式審査を合格し受理された申請書類について、環境産業部脱炭素推進課にて次表の審査項目に基づき内容評価審査を行い、100点満点中70点以上を得点した申請事業を、予算残額及び市有施設の受給可能電力量等を加味したうえで、交付決定する。なお、審査にあたっては、必要に応じて、農業委員会等の関係機関に意見聴取を行うとともに、不明な点が生じた場合は、市及び関係機関担当者から個別に質問をすることがあるので対応すること。また、審査は非公開とする。

<審査項目及び配点> 【凡例】◎：審査項目 ○：審査の視点 ●：配点

◎導入設備の適切性

○導入する設備の安全上、保守管理等の運用上、自然環境上等の影響について、関係法令等に基づき適切に設計されているか。

●30点

◎再エネ電力活用の妥当性

○導入する設備によって生産されるエネルギーについて、効率的かつ効果的に活用される方策となつて

いるか。

○総発電電力量、余剰電力量、売電単価等に妥当性はあるか。

●30点

◎営農計画等の適切性

○長期の営農計画と営農体制が適切に備わっているか。

○有機農法における営農実績があるか。

●20点

◎その他の課題解決

○遊休農地等の再生・営農再開につながる等、特筆すべき地域への裨益性や課題解決につながるか。

●20点

合計 100点

3. 審査結果

審査の結果は、合否に関わらず、すべての申請者に対し通知する。

なお、審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

VI 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、申請内容及び審査の結果如何に関わらず無効又は失格とし、交付決定後に判明した場合には即座に決定を取り消すものとする。

- (1) 申請資格がないと認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載、他事業者の盗作等があった場合
- (3) 本公募要領に定める手続き以外の方法により、市関係者等に対し、直接又は間接に関わらず、本公募に対する援助を求めたり圧力を掛けたりした場合
- (4) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められた場合

VII その他

- (1) 本公募の申請に要する経費は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出書類一式は、結果に関わらず返却しないものとする。
- (3) 提出された書類は、本公募実施期間中を除き、北茨城市情報公開条例の規定により第三者に公開される場合がある。
- (4) 電力供給契約書は指定電力小売事業者において作成を行い、補助申請者と別途協議を行う。また、同契約の締結時期は指定電力小売事業者設立前につき未定であることから、補助申請者が発注行為等を進めるにあたり必要となる証跡等は、市が補助申請者に対し、協力を行うよう努めるものとする。

- (5) 需給調整などのインバランス等に関するリスクの責任分担については、原則、指定電力小売事業者の責とする。
- (6) やむを得ない事由により交付申請後に補助対象事業の内容の変更等を行う場合、事前に市に申請を行い承認を得れば、変更することが出来る。

VIII 関係書類提出先及び問い合わせ先

北茨城市 環境産業部 脱炭素推進課 脱炭素推進係
〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地
電話：0293-43-1111（内線481）
E-mail：datsutanso@city.kitaibaraki.lg.jp